# ┓ 基礎 I ── 1. 地域スポーツクラブとは

## 1) 地域スポーツを取り巻く環境の変化

### ①「スポーツ」と「クラブ」の語源

人や地域のつながり、そして絆の重要性を痛 感する昨今、スポーツの持つ力や価値が再認識 されている。そもそもスポーツは、英語の sport に由来する外来語で、広義には「楽しみや健康 を求めて自発的に行われる運動」、狭義には「競 争・競技として行われる運動」を指す。さらに、 club には「みんなでお金や知恵を出し合う」と いう意味がある。つまり、地域スポーツクラブ とは、自分が住む地域において、楽しみや健康 を求めて自発的に行うスポーツを、地域のみん なでお金(会費・参加費)や知恵(アイディア) を出し合いながら活動をする組織といえる。

#### ②地域スポーツを取り巻く環境の変化

一方、少子・超高齢化社会の到来をはじめ、 地域住民が多元的な価値を持つなど変化の著し い社会の流れの中で、これまでは大きな問題と して捉えられていなかった様々な地域の問題・ 課題が表面化し、地域コミュニティの再構築が 叫ばれている。さらに、スポーツを取り巻く環 境の変化も著しく、主な課題はスポーツ実施の 二極化、そして、子どもをはじめとする国民の 体力低下である。そのひとつの要因は、学校体育・ 企業スポーツ中心のスポーツ振興の限界である。 つまり、専門的な指導や一貫した活動・指導体 制の問題など、青少年のスポーツニーズに対し ては、地域の新しい仕組みづくりが急務である。 さらに健康志向の高まりなどのスポーツの多様 化によって、身近な場所や施設で、気軽に体を 動かしたい、何か新しい運動・スポーツを始め

たいという地域住民には、そのきっかけや受け 皿がほとんどなかったというのが現状である。 そこで、地域の中学校・小学校・高校、そして 公民館等を活用し、家族や地域の世代間の交流 はもちろん、ハンディキャップがある方など幅 広い層の地域住民の公共性と公益性を高め、ス ポーツを通してふれあうことができる顔の見え る地域やクラブをつくることが急務である。

### ③地域スポーツ振興に関する法規・施策

我が国の総合型地域スポーツクラブ(以下「総 合型クラブ」という。) については、スポーツ基 本法 (2011) およびスポーツ基本計画 (2012、 2017、2022) の中でも、地域において重要な 役割を果たすことが期待されている。また、教 育基本法や社会教育法、スポーツ振興投票法 (toto)、地方自治法など、多くの関連法規・施 策についても地域スポーツに関連するものがあ る。さらに、2000年に厚生省(現・厚生労働省) がスタートした「健康日本 21」(2013 年度から は第二次)の「身体活動・運動 | 分野において も、総合型クラブなどによる地域の活動に期待 が寄せられている。公助(行政などの公的支援) から自助(自分・家族)・共助(地域)の時代と いわれているが、互いに連携・協力をしながら、 「住民の」「住民による」「住民のための」総合型 クラブづくりがますます重要となる。

・文部科学省「スポーツ基本計画」令和4年3月25日、2022

